

基本財産担保提供承認

【1】概要

施設建設、設備整備、不動産購入資金及び運転資金の借入にあたって、金融機関等に対して基本財産である土地や建物を担保に提供する場合は、事前に理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を受ける必要があります。

ただし、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を民間金融機関に対して担保として提供する場合は、定款に所轄庁の承認不要の旨が定められていれば、所轄庁の承認は必要ありません。

【2】事務手続き

(1) 提出書類

別添「基本財産担保提供承認申請添付書類一覧」を参照してください。

(2) 担保提供承認を受ける事項

施設建設等及び不動産購入資金の借入、運転資金の借入、担保物件の変更、担保物件の変更（軽易なもの）が該当いたします。

本来事業にあてられるべきものであるため、公益事業や収益事業に必要な資金を獲得するために基本財産を担保に供することは認められません。

(3) 申請時期

事前（抵当権設定前）

※具体的な計画が固まり次第申請してください。

(4) 申請場所

指宿市役所地域福祉課社会福祉係

基本財産担保提供承認申請書添付書類

区	分	施設整備費 等の資金の借 入	担保物件 の変更	備 考
1	申請書	○	○	
2	理事会及び評議員会議事録(写)	○	○	理事長名で原本証明
3	財産目録	○	○	
4	不動産登記事項証明書	○	○	発行日から3月以内のもの
5	資金計画書	○	○	資金収支見込計算書
6	資金計画関係書類	○	○	資金収支予算明細書
7	償還計画表	○	○	
8	事業計画書	○	△	借入に係る事業の概要がわかる 書面(担保物件の変更の場合は 省略可)
9	図面	○	○	平面図, 配置図